

通級による指導の 充実をめざして



徳島県立総合教育センター

Q1 「特別支援教育」とはどのような教育ですか？

特別支援教育は、**子どもの可能性を最大限に伸ばす**ことをめざしています。障がいなどにより困難を抱える子どもたち一人一人の**教育的ニーズ**を把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習の困難を改善または克服するため、個に応じた適切な指導や必要な支援を行います。

個に応じた指導・支援のイメージ



通常の学級で、学びにくさや何らかの困難があるため、学習や生活場面で「わかった!・できた!」経験が少なく、失敗経験が多くなりがちな子どもたちは、たくさんいます。
どの学校・教室でも見かけます。



観察による気づきや面接、チェックリスト、検査などのアセスメントをすることで、その子どものもっている力を整理し、どのような学び方が本人にマッチするかを見つけます。

「わかった!・できた!」を積み重ねることで、自分自身のことを理解することにつながったり、自信を回復したりすることができます。

自分に自信が持てるようになることで、苦手なことにも頑張ってみようという気持ちも芽生えてきます。



得意な方法やできそうな方法を見つけることができれば、スモールステップで「わかった!・できた!」と思える成功体験を繰り返し積み重ねていきます。

途中でつまずいても、また、別の方法を見つけて、力を伸ばすことを目指します。



子どもたち一人一人、得意なことや苦手なこと、分かる方法が違うため、教員による分かる教え方も違ってきます。

「できない・つまずき」の原因を明らかにし、学び方の「**違い**」に合わせた方法やスピードで子ども自身の持てる力を伸ばすことを目指します。

Q2 「通級による指導」とは何ですか？

学校の学習や生活で、様々な困難さを抱えている児童生徒がいます。

たとえば・・・

発音や吃音などしゃべりにくさがある。

相手とやりとりをしたり
かわりをもったりする
ことが苦手。

気持ちが興奮しやすかったり、
沈みやすかったりする。



読んだり書いたり計算したりする
ことがうまくできない。

落ち着きがなく、じっとして
られない。集中が続かない。

忘れ物や失敗のたびに、
注意をされることが多く、
自分に自信が持てない。

障がいなどによる困難さのため、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で最も適切な教育の場を選べる**多様な学びの場**が用意されています。

多様な学びの場

通常の学級

通級による指導

特別支援学級

特別支援学校

自宅・病院における訪問学級

その中でも、**通級による指導**は、通常の学級に在籍しながら、学習や生活の困難さを改善するために、**特別の指導**を受ける場です。

「通級による指導」の対象は法律で次のように定められています。

- | | |
|---------|-----------------------------|
| ① 言語障がい | ⑤ 難聴 |
| ② 自閉症 | ⑥ 学習障がい (LD) |
| ③ 情緒障がい | ⑦ 注意欠陥多動性障がい (ADHD) |
| ④ 弱視 | ⑧ その他の障がい (肢体不自由, 病弱, 身体虚弱) |

注意：知的障がいは対象になりません。

Q3 「通級による指導」を始めるために、 どのような手続きがあるのですか？

校内委員会で協議を行い、**校長**が通級による指導の開始の判断をします。その上で、**市町村教育委員会**と連携し、必要な手続きを踏むことになります。

<手続き例>

学級

教職員の気付き

- ・チェックシート実施
- ・行動観察記録
- ・通常の学級内での支援の見直し 等

家庭との連携

- ・本人・保護者のニーズ・思い
- ・話し合い
- ・通級による指導の参観 等



学校

校内委員会

- ・通級による指導の目的や内容
- ・他校通級の場合の移動方法の確認
- ・通常の学級で行われる授業での対応
- ・保護者の希望の有無の確認

校長の判断



教育委員会

市町村教育委員会

- 教育支援委員会を開催
- ・教育調査 ・審議・判断
- ・本人・保護者の意見の確認

総合的な判断



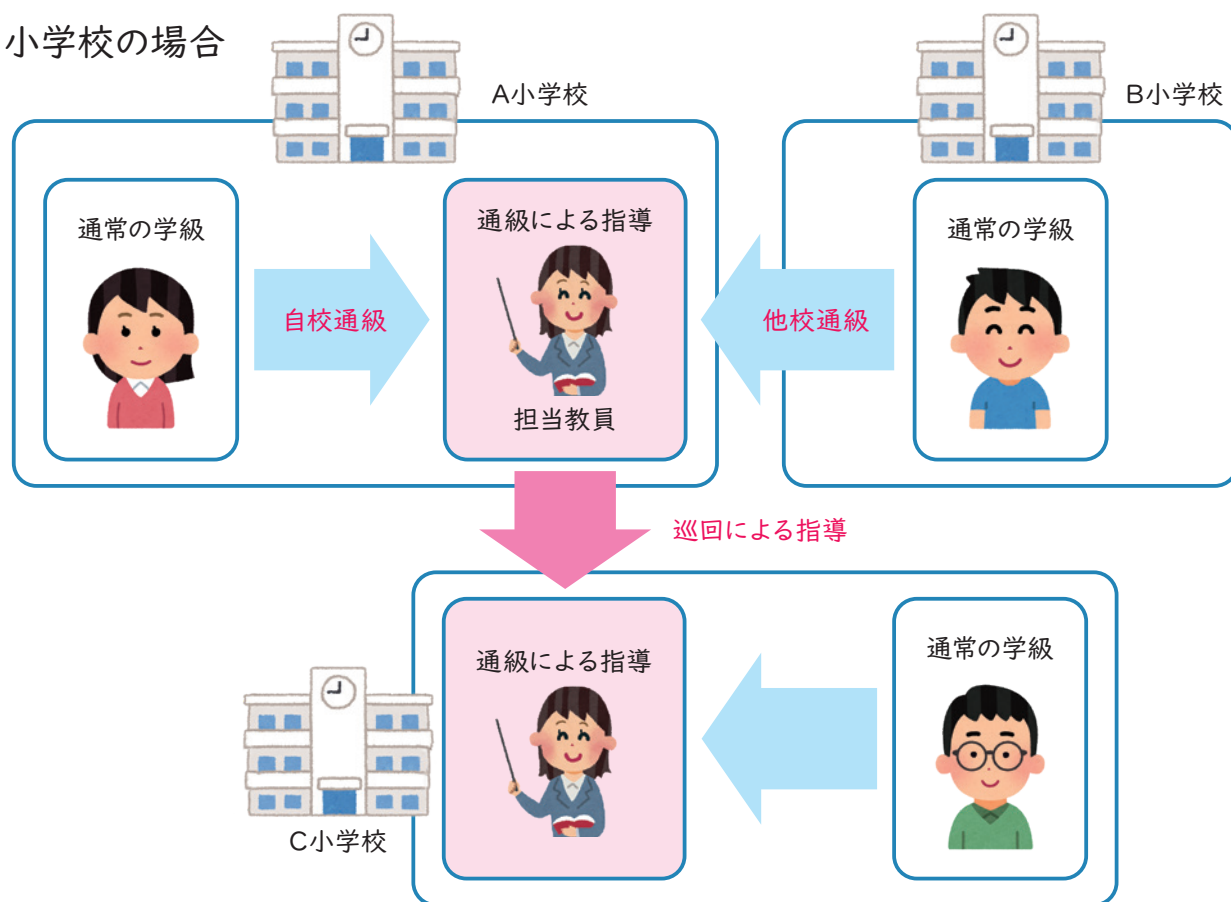
本人・保護者の意見を尊重し、
市町村教育委員会が最終的に決定する。

学びの場の決定

Q4 「通級による指導」にはどのようなタイプがありますか？

通級による指導には、「**自校通級**」，「**他校通級**」，「**巡回による指導**」の3つの形態があります。
在籍する通常の学級の担任とは別に、通級による指導担当教員が指導を行います。

小学校の場合



通級による指導の時間は、児童生徒の実態に応じて、**小・中学校では週1～8時間**，**高等学校では年間7単位を超えない範囲**と決まっています。

また、障がいに応じた特別の指導は元々の授業時数に加えて行う場合か、各教科等（高等学校の場合は選択教科・科目）の一部に替えて行う場合かのどちらかで実施することになります。

通級による指導の時間

年間：35～280時間 ※ LD, ADHDは10～280時間 週あたり：1～8時間 ※ ADHDは月1時間から

○授業時数に加えて行う場合

通常の授業時間	通級による指導 ※放課後に構音指導
---------	----------------------

○一部に替えて行う場合

通常の授業時間	通級による指導 ※国語→置き替える
---------	----------------------

※時間を加える場合、児童生徒の負担加重にならないように配慮する。

※置き替える場合は、特定の授業だけを置き替えないようにするなど、学習の遅れが生じないように留意する。

Q5 「通級による指導」でどのような指導を行いますか？

通級による指導で行う「特別の指導」は、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とし、特別支援学校で実施されている「**自立活動**」を行います。
各教科・科目の遅れを取り戻すための個別指導を行う場ではありません。

自立活動の6つの区分（各区分は、さらに27の項目に分かれています。）

健康の保持



心理的な安定



人間関係の形成



環境の把握



身体の動き



コミュニケーション



児童生徒の実態や課題に対して指導目標を立て、**個別の指導計画**に整理・記入し、指導に役立てます。
また、**個別の教育支援計画**を作成・活用することも併せて行います。

個別の教育支援計画

教育的ニーズを把握し、中・長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成するもの。学校や家庭をはじめ、医療、福祉、労働などの関係機関が連携して支援を行うために活用します。

個別の指導計画は、個別の教育支援計画に含まれます。



整合性
をとる

個別の指導計画

障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画等を踏まえ、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、教育目標や教育内容、方法等を盛り込んだ計画。

通級による指導の個別の指導計画と在籍学級での個別の指導計画を共有しながら連携を図ることが大切です。



通級による指導のゴールは、身に付けたことを、在籍する学級で発揮することができるようになることです。そのためには、通級による指導担当教員と在籍する学級の担任教員との協力・連携が不可欠です。

お互いに、個別の指導計画を通じて指導や支援について共通理解することが大切です。



Q6 「個別の指導計画」はどのように作成・活用しますか？

通級による指導を受ける児童生徒には、個別の指導計画を作成します。作成する際、本人の課題や困難な部分だけに着目せず、**得意なことや長所**などについてもしっかり把握して、指導に生かすようにします。

○個別の指導計画の作成の流れ

①実態把握

- ・障がいの状態や認知特性
- ・発達の段階や経験の程度
- ・興味・関心、生活や学習環境 等

②指導すべき課題の整理

- ・①で整理した情報から課題を抽出
- ・課題どうしの関連を整理し、中心的な課題を導き出す

③指導目標（ねらい）の設定

- ・課題の優先順位をつけ目標を設定
- ・日常生活、社会自立に配慮
- ・評価の基準や指導場面を設定

④指導内容や手立ての設定

- ・目標達成のために必要な指導内容を設定（6区分27項目から選択）
- ・目標達成のための指導・支援の手立てを設定

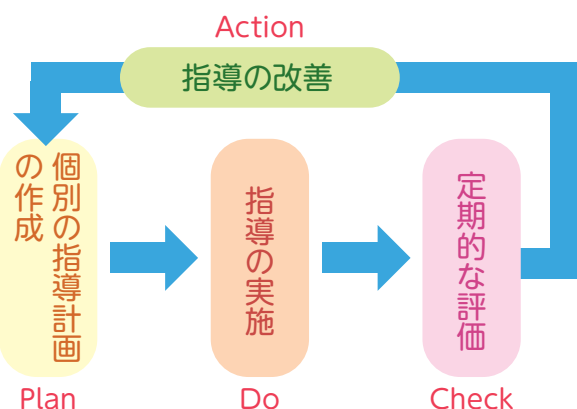
個別の指導計画記入例

氏 名	Aさん	記入日	
長期目標	教室で着席して活動に取り組むことができる。		
短期目標	指導の手立て	指導場面	評 価
・ 教室で学習に15分間取り組むことができる。	・ 別の課題を用意する。 ・ 自分で選択できるように複数の課題（ワークシート等）を準備する。 ・ 得意な内容（計算・漢字問題等）を多くしたり、問題数を減らしたりする。	国語 算数（数学）	・ 国語の時間は、時々席を立つこともあったが、10分間は落ち着いて課題に取り組んだ。 ・ 算数（数学）の時間は、得意な計算を多く入れると15分間、落ち着いてプリント学習に取り組むことができた。
・ 具体的に書く。 ・ 数値的な評価を見据える。 ・ 文末の表現は「～できる。」			
氏 名	Bさん	記入日	
長期目標	小学校3年生で学習する漢字（200字）のうち8割以上書くことができる。		
短期目標	指導の手立て	指導場面	評 価
・ 学期末の漢字テストにおいて、70問中8割以上書くことができる。	・ イラストを用いた漢字カードを用いてイメージをもてるようにする。 ・ 部首や形が手がかりに学習を進める。 ・ 漢字一覧表を掲示し、かけるようになった漢字に合格シールを貼る。	国語	・ 学期末のテストで70問中63問正解し、7割書くことができた。 ・ 漢字一覧表に貼る合格シールの数が増えることで、意欲的に漢字の学習に取り組めるようになった。
・ 指導の手立ての主旨は教師、本人の得意な能力に視点を当てる。			
氏 名	Cさん	記入日	
長期目標	友達と一緒に学校行事に参加するためのルールを理解することができる。		
短期目標	指導の手立て	指導場面	評 価
・ 自分の順番や出番を椅子に座って静かに待つことができる。	・ 順番や出番がいつ分かるようにスケジュールを提示する。 ・ 待つ時間に静かにできる課題学習や本を準備する。 ・ 待てなくなったとき、トイレに行くなど気分転換ができるようにする。	体育祭 文化祭 儀式的行事	・ 体育祭の時、待機場所で開始10分前から静かに待つことができた。 ・ 好きな音楽を聴きながらであれば15分程度静かに待つことができた。 ・ 始業式の時、途中で1回だけトイレに行って気分転換すること、約30分間着席して参加することができた。
・ 具体的な活動、教科名、場面などを書く。			

※長所や得意なことも有効な指導の手立てに生かします。

※できることが積み重なっていくことで、児童生徒の心理的な安定にもつながります。

実際の指導を行う際、**P-D-C-A サイクル**で指導が充実するようにします。特に、在籍学級での学習・生活の状況を併せて評価することを重視します。



※適宜、個別の指導計画を修正し、より適切な指導を目指します。

※通級による指導で身に付けたことが在籍学級での学習・生活においても発揮されているかを評価します。

※在籍学級との連携は欠かせません。

Q7 個々の児童生徒の実態に合わせて どのような指導や配慮をしますか？

通級による指導を受ける児童生徒の実態は多様です。個々の実態や障がいの特性に合わせた指導方法や教室環境を工夫して効果的な指導を行うようにします。

○障がい別の工夫のポイント

○言語障がい

- ・発音・発語の指導，話し言葉の流暢性を改善する指導，話すことの意欲を高める指導
- ・落ち着いた静かな場所
- ・指導のための ICT 機器の活用 等

○情緒障がい

- ・カウンセリング，緊張を和らげる指導
- ・学校の出入り口から近い教室（心理的不安への対処等）
- ・安心し，リラックスできる教室環境（落ち着いた配色，人の出入りを感じさせない）等

○学習障がい（LD）

- ・聞く・話す・読む・書く・計算する・推論するなど特有の困難さに対する指導
- ・失敗経験による自信の喪失に配慮し，児童生徒の認知特性の違いに応じた指導 等

○病弱・身体虚弱

- ・医療機関と連携できる環境で教育的ニーズに合わせつつ，健康状態の回復・改善や体力の向上を図るための指導を行う 等
- ・体験や経験を補う，インターネット教材など ICT 機器の流用。

○自閉症

- ・学校のきまりや適切な対人関係の取り方などの社会的なルールの確認
- ・外部からの刺激が少ない個別指導用の部屋や衝立等で区切られたスペース
- ・注視等がしやすい配色・掲示，備品の配置
- ・1日のスケジュールの提示や予定変更の予告 等

○弱視・難聴

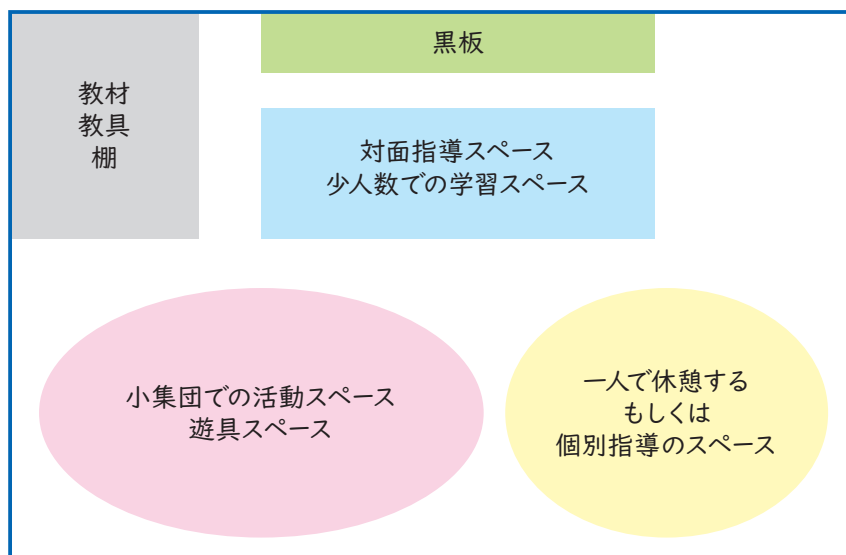
- ・弱視：照明の調整，視覚補助具の活用スキルに関する指導の実施
- ・難聴：防音等音環境，明るさへの配慮，聴覚活用・発音・コミュニケーションの指導 等
- ・徳島県の場合，徳島視覚支援学校・徳島聴覚支援学校において通級による指導を行っている。

○注意欠陥多動性障がい（ADHD）

- ・不注意による間違いを少なくする，衝動性や多動性を抑えて自己コントロールするための指導
- ・室内の色調や照明の調整，外的刺激の抑制
- ・安全性が確保された環境（衝動性への配慮）等

※個別指導が中心となりますが，必要に応じて小集団・グループ指導を組み合わせることで，教育効果が高まることも考えられます。

通級による指導を受ける児童生徒が，安心して安全に落ち着いて学習に取り組めるような教室環境になるように配慮します。



※衝立や棚などを使って，教室を活動内容ごとに区切ることで，活動しやすい環境にします。

※注意や集中が散漫にならないように，壁面の飾りや掲示物等にも配慮します。

※個々の学習における環境設定（準備や片付け）を児童生徒本人が行うことも指導上大切です。

Q8 通級による指導と在籍の学級は、 どのような連携をするのですか？

通級による指導のゴールは、通級による指導で身に付けたことを、在籍学級でも自ら発揮することができるようになることです。そのためには、在籍学級との連携を重視します。



通級による指導を受ける児童生徒本人が、「自己の特性」、「自分にとって必要な指導」を肯定的なイメージで捉えるように配慮します。



通級による指導の担当教員と在籍学級の担任教員は協力して、在籍学級の他の児童が通級による指導を正しく理解することや、学級集団のポジティブな雰囲気づくりに配慮します。

連携の方法には、個別の指導計画を通じた方法以外にもいろいろな方法があります。

○連携の方法例

通級による指導の教室と在籍学級相互の参観授業を行い、共通理解を図る

連絡ファイル（連絡ノート）の活用による情報の共有

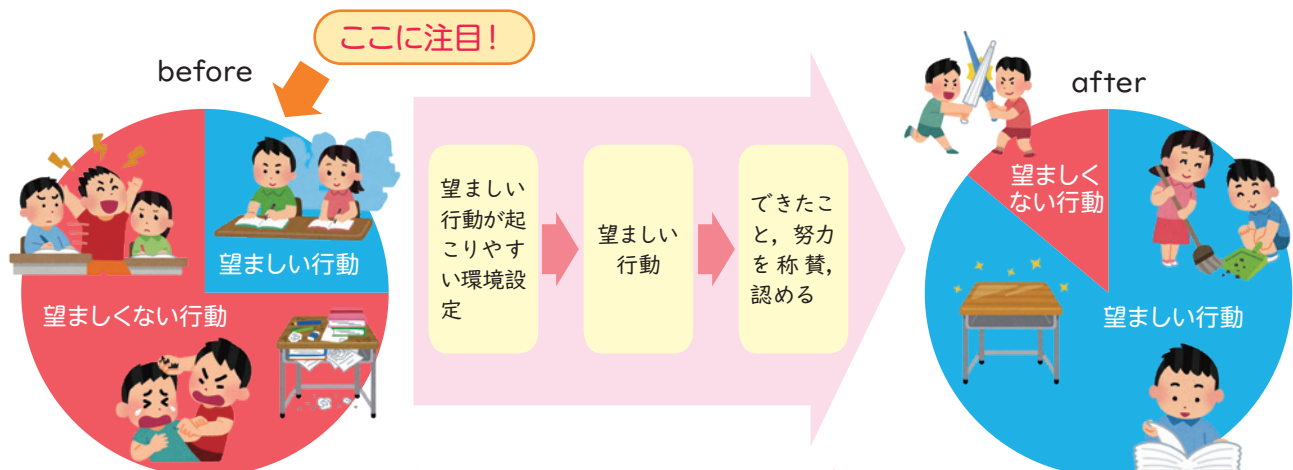
保護者の同意を得て、個人情報の保護に留意し、学習の様子の画像や動画による指導に関する共通理解



通級による指導を受ける児童生徒がスムーズに在籍学級での学習・生活を送ることができるようにするために、在籍学級の他の児童も含めた全体としての安定した学級経営が大切です。

徳島県では、平成28年度より、**ポジティブな行動支援（PBS）**の取組を進めています。児童生徒の適切な行動に対して肯定的なフィードバック（称賛や認めること）を行うことにより、個々の自己肯定感を高めたり、児童生徒集団の安心・安定につながったりする効果があります。

○ポジティブな行動支援（PBS）のイメージ



※望ましい行動の記録を取り、児童生徒の頑張りを見えるようにすることがポイント！

Q9 通級による指導の1年間のスケジュールを教えてください。

参考例

(4月～7月)

- ・ 通級児童生徒の在籍校訪問(他校通級)
- ・ 時間割作成
- ・ 連携機関訪問
- ・ 個別の指導計画の作成 → 学期末に評価
※在籍する通常の学級でも作成する。
- ・ 行事等を意識した指導の実施
- ・ 校内研修(通級による指導の授業公開)
- ・ 中学校区別特別支援教育連絡会(保幼小中)
- ・ 通級による指導担当者研修会等への参加
- ・ 家庭訪問
- ・ 個別の教育支援計画の作成(協力)
- ・ 教材教具等の整備
- ・ 教育課程文書提出
- ・ 個人面談

(8月～12月)

- ・ 個別の指導計画の作成 → 学期末に評価
- ・ 県外で行われる研修会への参加(自己啓発)
- ・ 教室見学の実施(対象:就学前保護者)
- ・ 行事等を意識した指導の実施
- ・ 引継ぎシートの作成に関する話し合い(協力)
- ・ 中学校区別特別支援教育連絡会(保幼小中)
- ・ 個人面談【次年度の通級による指導希望確認】
- ・ 連携機関訪問
- ・ 通級による指導担当者研修会等への参加

(年間を通して)

- ・ 教育相談の実施(随時受付)
- ・ 教育支援委員会提出書類等作成
- ・ 連絡ノート等を介した家庭・在籍学校(級)との連携
- ・ 担当児童生徒に対する学習内容検討,教材等準備
- ・ 必要に応じて特別支援教育巡回相談員と連携

(1月～3月)

- ・ 個別の指導計画の作成 → 学年末に評価
※通級による指導,在籍学級双方の授業の評価を行う。
- ・ 行事等を意識した指導の実施
- ・ 校区内保育所・幼稚園等への訪問
- ・ 個別の教育支援計画の評価(合理的配慮の見直し等)
- ・ 引継ぎシートの完成 → 提出(協力)
- ・ 「通級による指導の記録」作成
※他校通級の児童生徒には写しを送付
- ・ 次年度入学生の引継ぎシート受取
- ・ 通級による指導担当者研修会等への参加

通級による指導担当教員は、通級による指導を受ける児童生徒一人一人に対して、一人でたくさんの業務をこなさなくてはなりません。校内において協力・連携をする体制を整えることが重要です。

Q10 通級による指導を終了するために、 どのような手続きがありますか？

通級による指導の終了の判断は、児童生徒の**在籍する学校の校長**が行います。通級による指導の結果から、学校は就学先の柔軟な見直しの視点を持ち、検討・判断します。

個別の指導計画等の計画的な評価

通級による指導が、うまく機能し、児童生徒の「困難さ」が改善・克服された（指導目標の達成）

・通級による指導の終了へ



児童生徒の「困難さ」改善のため通級による指導が必要と判断される

- ・指導の目標や手立ての修正
- ・特別支援学級へ学びの場を変更することの検討 等



終了手続きは、市町村教育委員会と連携しながら行います。

終了の手続き例

個別の指導計画等の計画的な評価

校内委員会

校長の判断

市町村の教育委員会

必要な手続きを踏み
通級による指導終了へ



参考文献・引用文献

- ・小学校学習指導要領（文部科学省）
- ・小学校学習指導要領解説 総則編（文部科学省）
- ・中学校学習指導要領（文部科学省）
- ・中学校学習指導要領解説 総則編（文部科学省）
- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（文部科学省）
- ・改訂第3版 通級による指導の手引き（文部科学省編著）
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（文部科学省）
- ・教育支援資料（文部科学省）
- ・高等学校教員のための「通級による指導」ガイドブック（国立特別支援教育総合研究所 編著）
- ・「特別支援学級」と「通級による指導」ハンドブック（全国特別支援学級設置校長会 編著）
- ・通級指導担当者ガイドブック（山口県通級指導担当者専門性充実検討会議）
- ・「チーム学校」として取り組むための通級による指導ガイドブック（愛媛県教育委員会）
- ・通級による指導ハンドブック（長野県教育委員会）
- ・通級による指導の手引き（秋田県教育委員会）
- ・通級によるハンドブック～通級担当の1年間～（福岡県教育センター）
- ・通常の学級に在籍している特別な支援を必要とする子どものチェックシート（徳島県教育委員会）
- ・個別の指導計画を作成するために（徳島県教育委員会）
- ・個別の教育支援計画を作成するために（徳島県教育委員会）
- ・スクールワイドPBSースクールワイドPBSを学校に導入するためにー（徳島県教育委員会）
- ・わかった！できた！自信とやる気を育てる「ポジティブな行動支援」
～子どもも教師も幸せな学校をめざして～（徳島県教育委員会）

特別支援教育の情報はこちら！



特別支援まなびの広場

<https://manabinohiroba.tokushima-ec.ed.jp/>

特別支援まなびの広場

tokushima-ec.ed.jp/
https://manabinohiroba.



徳島県立総合教育センター

通級による指導の充実をめざして

令和3年3月発行

徳島県立総合教育センター

〒779-0108 徳島県板野郡板野町犬伏字東谷1-7

徳島県立総合教育センター 特別支援・相談課

電話 088-672-5200

E-mail tokubetsushien@mt.tokushima-ec.ed.jp

※この冊子は、文部科学省委託事業「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業」により作成しました。